

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律
政策の名称	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設
担当部局・評価者	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp
評価実施時期	平成22年2月25日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	循環型社会形成推進基本法に基づき廃棄物の単なる処分を減少させ廃棄物の処分を伴う熱回収を促進する。
内容	廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(熱回収施設)を設置している者は、一定の要件に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとし、定期検査義務の免除等の特例を受けることができる。
関連条項	第9条の2の4、第15条の3の3
必要性	現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は約28%に止まっている。この状況を改善するためには、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要がある。
費用	
遵守費用	熱回収施設を設置している事業者が認定を受けようとする場合には認定申請を行う必要が生じ申請書を記載する費用が生ずるが、一律に認定を受けることを義務付けるものではなく認定を希望する者のみが申請を行うものであり、かつ、認定を受けることによって本来必要となる定期検査を受けなくてよいこととなるため、多大な負担は生じない。
行政費用	認定に係る審査に関する行政コストが発生するが、必要に応じて認定に係る手数料を設けることとするため過大な負担となるものではない。
その他の費用	特になし。
便益	廃棄物を排出する事業者から熱回収施設を設置している事業者が見えやすくなることによって当該事業者への処理委託が進み、熱回収施設の設置が進み、熱回収が促進される。

想定される代替案		
代替案①	国又は都道府県、関係団体において廃棄物の処分に伴い熱回収を行うことを普及啓発する。	
	費用	
	遵守費用	特になし。
	行政費用	普及啓発事業を国又は都道府県が行う場合、事業に要する費用が発生する。
	その他の費用	特になし。
	便益	行われる熱回収の質を担保できず、また、熱回収を行っている者を把握することもできないため、効果は限定的。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は低く止まっている。熱回収を普及啓発するだけでは、普及啓発コストが発生するにもかかわらず熱回収の質が担保されず効果が限定的である。認定制度とする場合、審査に関する行政コストが発生するが申請者側が要する申請コストは過大なものではなく、かつ特例として定期検査を免除すること等により行政及び申請者の双方にとってのコスト低減につながる。このため、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要があるため、認定制度を創設することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において「循環型社会の施策の優先順位を踏まえ再生利用が適当でない廃棄物については、単純に処分するのではなく、焼却処理される際に発電等の熱回収を行い、エネルギーを徹底的に回収することが求められる。このことは、低炭素社会との統合の観点からも求められるが、現時点では事業採算性をとることが難しく市場に委ねても進まないと見込まれるため、熱回収を行う事業者に何らかのインセンティブを付与するなど、これを促進するための方策が必要である。また、熱回収に関する廃棄物処理施設全体についての目標値の設定についても今後検討すべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備考

## 規制に係る事前評価書(要旨)

## 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

規制の内容	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設		
担当部局	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号: 03-3581-3351 E-mail: hairi-kikaku@env.go.jp		
評価実施時期	平成22年2月16日		
規制の目的、内容及び必要性等	<p>廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(熱回収施設)を設置している者は、一定の要件に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができることとし、定期検査義務の免除等の特例を受けることができる。現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は約28%に止まっている。この状況を改善するためには、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要がある。</p>		
	関連条項	第20条の3	
想定される代替案	代替案①		
	国又は都道府県、関係団体において廃棄物の処分に伴い熱回収を行うことを普及啓発する。		
代替案②			
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	熱回収施設を設置している事業者が認定を受けようとする場合には認定申請を行う必要が生じ申請書を記載する費用が生ずるが、一律に認定を受けることを義務付けるものではなく認定を希望する者のみが申請を行うものであり、かつ、認定を受けることによって本来必要となる定期検査を受けなくてよいこととなるため、多大な負担は生じない。	特になし	
(行政費用)	認定に係る審査に関する行政コストが発生するが、必要に応じて認定に係る手数料を設けることとするため過大な負担となるものではない。	普及啓発事業を国又は都道府県が行う場合、事業に要する費用が発生する。	
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。	
規制の便益	便益の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
	廃棄物を排出する事業者から熱回収施設を設置している事業者が見えやすくなることによって当該事業者への処理委託が進み、熱回収施設の設置が進み、熱回収が促進される。	行われる熱回収の質を担保できず、また、熱回収を行っている者を把握することもできないため、効果は限定的。	
政策評価の結果	現在の廃棄物の焼却の手法は、処理費用を低く抑えるため大量に発生する焼却熱を回収せずに放出する「単純焼却」が太宗を占めており、熱回収施設の普及は低く止まっている。熱回収を普及啓発するだけでは、普及啓発コストが発生するにもかかわらず熱回収の質が担保されず効果が限定的である。認定制度とする場合、審査に関する行政コストが発生するが申請者側が要する申請コストは過大なものではなく、かつ特例として定期検査を免除すること等により行政及び申請者の双方にとってのコスト低減につながる。このため、排出事業者から熱回収施設を設置している事業者を見えやすくし、排出事業者が熱回収を十分に行っている者に対して優先的に処理を委託することを可能とする必要があるため、認定制度を創設することが適当である。		
(費用と便益の関係の分析等)			
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会意見具申において「循環型社会の施策の優先順位を踏まえ再生利用が適当でない廃棄物については、単純に処分するのではなく、焼却処理される際に発電等の熱回収を行い、エネルギーを徹底的に回収することが求められる。このことは、低炭素社会との統合の観点からも求められるが、現時点では事業採算性をとることが難しく市場に委ねても進まない見込まれるため、熱回収を行う事業者に何らかのインセンティブを付与するなど、これを促進するための方策が必要である。また、熱回収に関する廃棄物処理施設全体についての目標値の設定についても今後検討すべきである。」とされている。		
レビューを行う時期又は条件	附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。		
備考			